

高知県子どもの見守り体制推進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県子どもの見守り体制推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県は、市区町村子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2に規定される拠点。以下「支援拠点」という。）の設置促進を図るため、児童福祉に関する相談体制等の強化に取り組む市町村に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付金の対象経費)

第3条 交付金の対象経費（以下「対象経費」という。）は、別表第1に掲げる経費とし、予算の範囲内において知事が必要かつ適当であると認めるものとする。

(交付金の交付額)

第4条 交付金の交付額は、次の各号により算定するものとする。ただし、2,000千円を上限とし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1の(1)の基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、4分の1を乗じて得た額
- (2) 別表第1の(2)の対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、2分の1を乗じて得た額

(交付金の使途)

第5条 交付された交付金は、対象経費に充当するものとする。

(交付金の交付要件)

第6条 この交付金は、次の各号のいずれかに該当する市町村に交付するものとする。

- (1) 現に支援拠点を設置していること。
- (2) 令和4年度に、常勤の子ども家庭支援員（「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成29年3月31日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱に規定する子ども家庭支援員をいう。以下同じ。）を1人以上配置し、支援拠点の設置運営等に係る要綱等を策定したうえで、支援拠点を設置すること。
- (3) 支援拠点の設置に向けた計画を策定したうえで、令和5年度から支援拠点を設置すること。

(交付金の交付の申請)

第7条 市町村は、交付金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める日までに、別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による交付金の交付の申請が適当であると認めるときは、予算の範囲内において交付金の交付の決定をし、当該市町村に通知するものとする。

(交付金の交付の変更申請)

第9条 交付申請の内容を変更する場合には、知事が別に定める日までに、別記第2号様式による変更交付申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の20パーセントを超えない減額変更をしようとする場合は、この限りではない。

(交付金対象事業の実績報告)

第10条 市町村は、交付金の事業完了後10日以内又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、交付金対象事業の実績について別記第3号様式により知事に報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による実績報告を受理した場合は、交付金の交付決定の内容に適合するものであるかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を決定し、当該市町村に通知するものとする。

(交付金の交付を受けた者の義務)

第12条 市町村は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付金に係る法令、規則、要綱等の規定を遵守すること。
- (2) 交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を交付金の交付額の算定対象となる事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 交付金対象事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、交付金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 交付金対象事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 交付金対象事業によって実施する事業に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(交付決定の取消及び交付金の返還)

第13条 知事は、市町村が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第6条に規定する交付要件に該当しないと認められたとき。
- (2) 交付金に係る法令、規則、要綱等の規定に違反したとき。
- (3) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって交付金の交付を受けたとき。

(調査等)

第14条 知事は、必要があると認めるときは、市町村に対して交付金対象事業の実施状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第15条 市町村は、交付金対象事業において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 交付金又は市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月28日から施行する。ただし、交付金算定対象事業は平成28年4月1日以降に開始された事業とする。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金に係る第12条から第14条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。
- 2 第7条の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

別表第1 (第3条、第4条関係)

事業区分	事業名	基準額	対象経費
<p>(1) 「児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について」(平成19年12月3日付厚生労働事務次官通知)の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」の規定による右に掲げる事業を実施して補助金の交付を受ける場合</p>	<p>「市町村相談体制整備事業」のうち市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業</p> <p>児童の安全確認等のための体制強化事業</p>	<p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱の規定による左記の事業の基準額</p>	<p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱の規定による左記の事業の対象経費</p>
<p>(2) 上記国庫補助金の交付を受けずに、児童虐待防止のための地域での見守り体制の構築等に取り組む場合</p>	<p style="text-align: center;">/</p>	<p style="text-align: center;">/</p>	<p>上記と同じ</p>

別表第2（第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県子どもの見守り体制推進交付金交付申請書

高知県子どもの見守り体制推進交付金交付要綱第7条の規定により、令和 年度高知県子どもの見守り体制推進交付金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付金交付申請額 金 千円

2 交付金対象経費の総事業費・交付金充当予定額等

--

※児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の交付の有無（予定）を明記すること

3 交付要綱第6条に基づく交付要件（該当する交付要件の数字に○を付すること）

交付要件	項 目	年月日等
(1)	子ども家庭総合支援拠点（支援拠点）設置済み	設置日 年 月 日
(2)	常勤の子ども家庭支援員の配置	配置（予定）日、人数 年 月 日 人 (資格：)
	支援拠点の設置運営に係る要綱等の策定	策定（予定）日 年 月 日
(3)	支援拠点の設置に向けた計画の策定	策定日 年 月 日

4 交付金対象事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 支援拠点の設置運営に係る要綱等の写し（3（1）に該当する場合）
- (2) 常勤の子ども家庭支援員の配置（予定）並びに資格が確認できる書類及び支援拠点の設置運営に係る要綱等（案）の写し（3（2）に該当する場合）
- (3) 別記第4号様式による支援拠点設置計画書（3（3）に該当する場合）
- (4) 収支予算（見込）書抄本

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県子どもの見守り体制推進交付金変更交付申請書

高知県子どもの見守り体制推進交付金交付要綱第9条の規定により、令和 年度高知県子どもの見守り体制推進交付金の変更交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付金変更交付申請額 金 千円

2 交付申請の変更内容及びその理由

(変更前)
(変更後)
(変更理由)

※児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の交付の有無（予定）を明記すること

3 添付書類

- (1) 収支予算（見込）書抄本（交付金対象経費の総事業費・交付金充当予定額等に変更がある場合）
- (2) 交付要件に応じて添付する書類（交付要件に変更がある場合）

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県子どもの見守り体制推進交付金対象事業実績報告書

高知県子どもの見守り体制推進交付金交付要綱第10条の規定により、令和 年度高知県子どもの見守り体制推進交付金対象事業の実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付金対象経費の実支出額・交付金充当額等

--

※児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の交付の有無を明記すること

2 交付要綱第6条に基づく交付要件（該当する交付要件の数字に○を付すること）

交付要件	項 目	年月日等
(1)	子ども家庭総合支援拠点（支援拠点）設置済み	設置日 年 月 日
(2)	常勤の子ども家庭支援員の配置	配置日、人数 年 月 日 人 (資格：)
	子ども家庭総合支援拠点の設置運営に係る要綱等の策定及び支援拠点の設置	策定日及び設置日 年 月 日
(3)	支援拠点の設置に向けた計画の策定	策定日 年 月 日
	令和5年度からの支援拠点設置	設置日 年 月 日

3 交付金対象事業の完了日 令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 令和4年度における常勤の子ども家庭支援員の配置（実績）並びに資格が確認できる書類及び支援拠点の設置運営に係る要綱等の写し（2（2）に該当する場合）
- (2) 令和5年度における支援拠点の職員体制並びに職員の資格が確認できる書類及び支援拠点の設置運営に係る要綱等の写し（2（3）に該当する場合）
- (3) 収支決算（見込）書抄本
- (4) 令和4年度における児童家庭相談対応の実績が分かる資料

支援拠点設置計画書

1 現在の児童家庭相談担当部署の体制

(令和5年度から支援拠点の機能を担うことが見込まれる部署について記載)

(1) 部署名：

(2) 職員体制

職名	資格の有無	常勤・非常勤の別
	有 () ・ 無	常勤 ・ 非常勤
	有 () ・ 無	常勤 ・ 非常勤
	有 () ・ 無	常勤 ・ 非常勤
	有 () ・ 無	常勤 ・ 非常勤
	有 () ・ 無	常勤 ・ 非常勤

2 支援拠点設置に係る課題

3 支援拠点設置に向けた令和4年度中の取組

4 令和5年度当初における支援拠点の組織体制 (見込み)

職名	資格の有無	常勤・非常勤の別
	有 () ・ 無	常勤 ・ 非常勤
	有 () ・ 無	常勤 ・ 非常勤
	有 () ・ 無	常勤 ・ 非常勤
	有 () ・ 無	常勤 ・ 非常勤
	有 () ・ 無	常勤 ・ 非常勤